

議案第 36 号

三田市手数料条例及び三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する  
条例の制定について

三田市手数料条例及び三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を次の  
とおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

### 三田市手数料条例及び三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する 条例

(三田市手数料条例の一部改正)

第1条 三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第30号の2中「第30号の9までに」を「第30号の10までに」に、「第30号の6まで、第30号の8及び第30号の9」を「第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10」に、「第30号の4までに」を「第30号の5までに」に、「第30号の5まで、第30号の8及び第30号の9」を「第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10」に改め、同表第30号の3中「平成11年法律第81号」を「平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。」に、「以下この号、次号、第30号の7から第30号の9」を「以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10」に改め、同表第30号の18中「第30号の12」を「第30号の13」に改め、同号を同表第30号の19とし、同表第30号の17の表備考イ中「第30号の15」を「第30号の16」に改め、同号を同表第30号の18とし、同表第30号の16の表備考イ中「第30号の14」を「第30号の15」に改め、同号を同表第30号の17とし、同表第30号の15を同表第30号の16とし、同表第30号の14中「第30号の16」を「第30号の17」に改め、同号を同表第30号の15とし、同表第30号の13を同表第30号の14とし、同表第30号の12中「第30号の18」を「第30号の19」に改め、同号を同表第30号の13とし、同表第30号の11中「第30号の13、第30号の15及び第30号の17」を「第30号の14、第30号の16及び第30号の18」に改め、同号を同表第30号の12とし、同表第30号の10中「第30号の17までにおいて「法」を「第30号の18までにおいて「法」に、「第30号の18までにおいて「新築等」を「第30号の19までにおいて「新築等」に、「第30号の18において」を「第3

0号の19において」に改め、同号を同表第30号の11とし、同表第30号の9中「第30号の5」を「第30号の6」に改め、同号を同表第30号の10とし、同表第30号の8中「第30号の5」を「第30号の6」に改め、同号の表に備考として次のように加える。

備考 評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた場合は、第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
住宅の数が1である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	3,400円
住宅の数が1である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,700円
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	305,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	574,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	807,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,000,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

別表第30号の8を同表第30号の9とし、同表第30号の7を同表第30号の8とし、同表第30号の6を同表第30号の7とし、同表第30号の5中「第30号の8及び第30号の9」を「第30号の9及び第30号の10」に改め、同号を同表第30号の6とし、同表第30号の4の次に次の1号を加える。

(30)の5 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。以下同じ。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,000円
住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超	35,000円

えるもの	
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	102,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	498,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	900,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,212,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

## 備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額）を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

別表第72条の2の次に次の1号を加える。

(72)の3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

第2条 三田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第30号の2の表備考ウ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考ウ(ア)を削り、同備考ウ(イ)中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加え、同備考ウ(イ)を同備考ウ(ア)とし、同備考ウ(ウ)を同備考ウ(イ)とし、同表第30号の3の表備考ウ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考ウ(ア)を削り、同備考ウ(イ)を同備考ウ(ア)とし、同備考ウ(ウ)を同備考ウ(イ)とし、同表第30号の4の表備考ウ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考ウ(ア)を削り、同備考ウ(イ)を同備考ウ(ア)とし、同備考ウ(ウ)を同備考ウ(イ)とし、同表第30号の6の表備考イ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考イ(ア)を削り、同備考イ(イ)を同備考イ(ア)とし、同備考イ(ウ)を同備考イ(イ)とし、同表第30号の11の表備考イ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考イ(ア)を削り、同備考イ(イ)を同備考イ(ア)とし、同備考イ(ウ)を同備考イ(イ)とし、同表第30号の12の表備考イ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考イ(ア)を削り、同備考イ(イ)を同備考イ(ア)とし、同備考イ(ウ)を同備考イ(イ)とし、同表第30号の13の表備考イ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考イ(ア)を削り、同備考イ(イ)を同備考イ(ア)とし、同備考イ(ウ)を同備考イ(イ)とし、同表第30号の14の表備考イ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考イ(ア)を削り、同備考イ(イ)を同備考イ(ア)とし、同備考イ(ウ)を同備考イ(イ)とし、同表第30号の15の表備考イ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考イ(ア)を削り、同備考イ(イ)を同備考イ(ア)とし、同備考イ(ウ)を同備考イ(イ)とし、同表第30号の16の表備考イ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考イ(ア)を削り、同備考イ(イ)を同備考イ(ア)とし、同備考イ(ウ)を同備考イ(イ)とし、同表第30号の17の表備考ウ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考ウ(ア)を削り、同備考ウ(イ)を同備考ウ(ア)とし、同備考ウ(ウ)を同備考ウ(イ)とし、同表第30号の18の表備考ウ中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に改め、同備考ウ(ア)を削り、同備考ウ(イ)を同備考ウ(ア)とし、同備考ウ(ウ)を同備考ウ(イ)とし、同表第31号中「第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号」を加え、「(同法第7条第1項の規定による申請が受理された場合を除く。)」

を削り、「承認」を「認定」に改める。

別表第48号の3中「第67条の2」を「第67条の3」に改める。

別表第61号の3を同表第61号の4とし、同表第61号の2を同表第61号の3とし、同表第61号の次に次の1号を加える。

(61)の2 建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく既存の建築物について移転（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第1号の場合を除く。）をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

別表第62号ウ及び同表第62号の2を削り、同表第63号ア中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同表第72号の2中「及び第62号の2」及び「（第62号の2に掲げる額については、当該額に消費税及び地方消費税を加えた額）」を削る。

（三田市特別用途地区建築条例の一部改正）

第3条 三田市特別用途地区建築条例（平成16年三田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第106条」を「第107条」に改める。

第5条第1項第4号中「第137条の17」を「第137条の18」に改める。

第6条中「第137条の18第3項の」を「第137条の19第3項の」に、「第137条の17に」を「第137条の18に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条及び第3条の規定は平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例第1条及び第2条の規定による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。